

土岐市総合計画策定条例

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画を策定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿及び進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 長期的展望に立ち、本市が目指すべき将来像及びこれを達成するために必要な基本目標を示すものをいう。
- (3) 実施計画 基本構想に位置付けられた目標を達成するために実施する具体的な事業を示すものをいう。

(総合計画審議会)

第3条 市長の諮問に応じ、総合計画の策定又は変更について調査審議するため、土岐市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は、当該諮問に係る答申の日までとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(議会の議決)

第4条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(実施計画の策定)

第5条 市長は、基本構想に基づき、実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(土岐市総合計画審議会設置条例の廃止)

2 土岐市総合計画審議会設置条例（昭和41年土岐市条例第10号）は、廃止する。